水道水中の放射性物質の検査結果について

令和7年11月14日 会津若松市上下水道局

検査の経過

平成 23 年

3月17日~19日 県内7ヶ所のモニタリング検査の開始(馬越浄水場該当)

3月21日 モニタリング地点を77ヶ所に追加(馬越

3月22日 浄水場該当)

3月26日~ 滝沢浄水場の検査の実施

4月3日 会津地方18事業体(17市町村1組合)のモニタリング検査の実施

4月6日~ 3日ごとに実施

8月28日 検査間隔を5日ごとに変更

(5月10日まで延長、6月19日まで延長、7月29日まで延長、

10月3日 \sim 8月28日まで延長、10月2日まで延長、期限を定めず延長)

平成24年 会津若松市、会津若松地方広域市町村圏整備組合による検査の実施

2月5日 検査間隔は週1回に変更

2月6日~ 検出限界値を 1Bq/kg 未満、検査間隔を会津地区は2週に1回に変更

令和3年

3月31日

令和3年 検査間隔を3ヶ月に1回に変更

4月1日~

検査主体

会津若松市及び会津若松地方広域市町村圏整備組合

最新の定期検査の結果

今回の検査では放射性物質の検出はなく、飲料水として安全です。

単位:Bq/kg

採取日	検査項目	馬越浄水場	元	湯川村	東山浄水場	大戸浄水場	六軒浄水場	強清水水道	下馬渡地区	東田面地区	西田面地区	【民営】上馬渡簡水	【民営】赤井簡水	【民営】原簡水
10月6日~	セシウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
11月4日	ヨウ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			

※ 検出限界値 1Bq/kg 未満 ※ ND・・・検出されず (Not Detected) 食品衛生法上の飲料水中の放射性セシウムの基準値 10Bq/kg

基準値について

平成24年4月1日から

○放射性セシウム(飲料水)10Bq/kg